

○犯罪被害給付事務の取扱いに関する訓令

(昭和 61 年 8 月 1 日本部訓令第 18 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日本部訓令第 9 号 平成 20 年 6 月 27 日本部訓令第 17 号
平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号

犯罪被害給付事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 犯罪被害給付事務の取扱いについては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和 55 年政令第 287 号)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。)のほか、この訓令の定めるところによる。

(犯罪被害の発生報告)

第 2 条 警察署長は、法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害に係る事案を認知したときは、当該事案の概要を速やかに犯罪被害発生報告書(別記様式)により警察本部長に報告しなければならない。

2 警務部広報県民課長(以下「広報県民課長」という。)は、前項の発生報告があつた事案について犯罪被害給付事務処理上必要があると認めるときは、警察本部事件主管課長及び事件関係警察署長に対し、参考となる資料の送付を求めることができる。

(総括責任者等)

第 3 条 犯罪被害給付事務の総括責任者は、広報県民課長とする。

2 犯罪被害給付に関する事務担当課は、警務部広報県民課(以下「広報県民課」という。)とする。

(事務取扱責任者)

第 4 条 犯罪被害給付事務を迅速かつ適正に処理するため、関係所属に次のとおり事務取扱責任者を指定するものとする。

- (1) 広報県民課の次席の職にある者
- (2) 警察本部事件主管課の次席の職にある者
- (3) 警察署の副署長又は次長の職にある者

(申請書の受理)

第 5 条 規則第 16 号に規定する遺族給付金支給裁定申請書、規則第 17 条に規定する重傷病給付金裁定申請書及び規則第 18 条に規定する障害給付金支給裁定申請書(以下「申請書」という。)の提出があつたときは、記載事項及び添付資料を確認のうえ受理するものとする。

2 受理した申請書は、速やかに事務担当課に送付するものとする。

- 3 事務担当課は、送付を受けた申請書について裁定を行うため詳細かつ正確な調査を迅速に行わなければならない。

第6条 削除

附 則

この訓令は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月27日本部訓令第17号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日本部訓令第3号)

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

別記様式(第2条関係)

犯罪被害発生報告書

[別紙参照]

様式第1号

救慰金授与事案発生報告書

[別紙参照]

様式第2号

家族救慰金授与台帳

[別紙参照]